

# お亡くなりになられた時

お亡くなりになられた方が、次のそれぞれの場合に該当されるときは  
各担当窓口へお立ち寄り下さい。

世帯主・印鑑登録されている方  
住基カード等お持ちの方

- ・世帯主変更の手続き（世帯主が亡くなられた後に二人以上のご家族がおられる場合）
- ・印鑑登録証の返還（登録されていた方）
- ・住民基本台帳カードの返還（所持者のみ）

1階 2番窓口

市民窓口課

（内線：132）

し尿のくみ取りをされている世帯

- ・し尿のくみ取り人数の変更等

1階 3番窓口

衛生課

（内線：144～146）

介護保険の被保険者証をお持ちの方

- ・介護保険証の返還手続き等

1階 5番窓口

高齢介護課

（内線：175）

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の返還手続き等

1階 6番窓口

障がい福祉課

（内線：192・194）

児童手当・児童扶養手当などの受給者もしくは対象児童の方

- ・児童手当・児童扶養手当等の手続き等

2階 20番窓口

子ども未来室

（内線：203）

国民年金・国民健康保険の加入者

- ・年金の手続きのご案内

1階 8番窓口

保険年金課

（内線：153）

- ・保険料の支払い手続き等（内線：156）
- ・国民健康保険証の訂正又は返却等（内線：151）
- ・葬祭費の支給申請手続き（内線：150）  
（75歳未満の国保被保険者が亡くなられた場合）

1階 10番窓口

保険年金課

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

- ・後期高齢者医療被保険者証の返却
- ・葬祭費の支給申請手続き等

1階 17番窓口

福祉医療課

（内線：158・159）

老人（一部負担相当額等一部助成）  
医療証・障がい者医療証・ひとり親家庭  
医療証・子ども医療証をお持ちの方

- ・医療証の返還手続き等

1階 17番窓口

福祉医療課

（内線：163・164）

水道使用名義人もしくは水道料金に関して登録のある方

- ・名義変更・閉栓等の手続き

地下1階

水道お客様センター

（内線：545）

### 市営住宅にお住まいの方

- ・ 名義・人数等の変更の手続き

4階

### 住宅政策課

(内線：437)

### 農地または森林の土地をお持ちの方

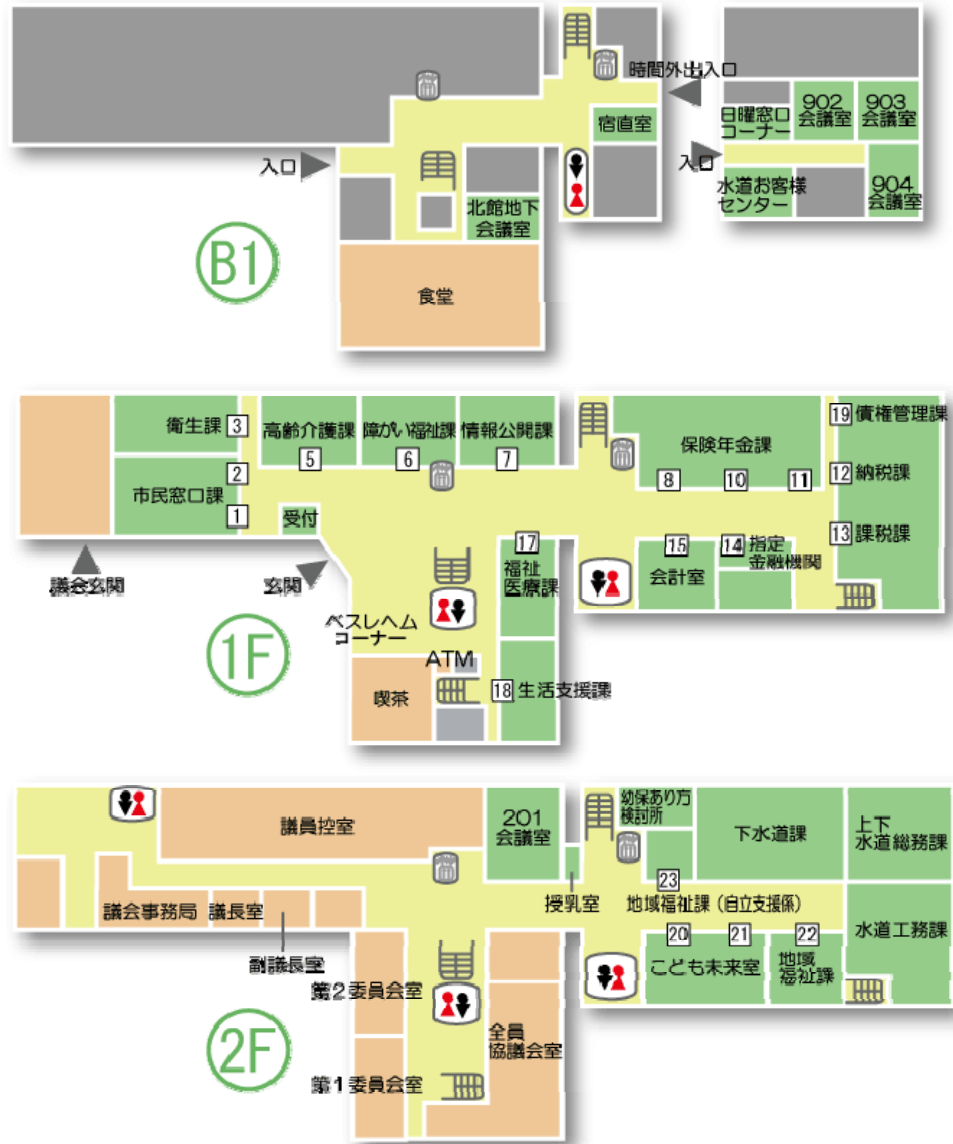
- ・ 農地を相続した場合は、農業委員会へ
- ・ 森林を相続した場合は、農業振興課へ

4階

農業委員会 (内線：444)

農業振興課 (内線：445)

## 市役所見取り図



※ 印鑑（朱肉を使うもの）が必要となる場合がありますので、念のためご持参ください。

※ 詳しくは、各担当課までお尋ねください。お問い合わせ TEL：0721-25-1000(代表)

### その他の機関での手続き

(こちらは、一部参考です。ご家庭により各々異なりますので、各機関へお問い合わせください。)

- 相続登記（大阪法務局富田林支局TEL：0721-23-2432 ※相談制度【予約制】があります。）
- 電気・電話・ガス・携帯電話等の名義変更等手続き  
(関電羽曳野営業所TEL：0800-777-8026 NTT西日本TEL：116 大阪ガスTEL：0120-3-94817)
- 銀行・郵便局、証券などの金融機関での名義変更・解約等手続き
- 生命保険等の手続き
- 府営住宅・賃貸住宅の名義変更等手続き